

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第9号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月4日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1（1） 監査対象機関名 環境生活部環境保全課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成31年4月18日

イ 本監査実施日 令和元年6月4日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年8月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、94,766円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、令和元年5月9日に返納した。 赴任旅費の支給に当たっては、移転料の支出対象となる扶養親族の有無について、必ず職員本人に口頭で確認するとともに、必要な証明書類の徴収及び赴任旅行命令票への添付を徹底することとした。

2（1） 監査対象機関名 商工労働観光部産業経済交流課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成31年4月18日

イ 本監査実施日 令和元年6月5日

（3） 監査結果の公表の日 令和元年8月2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが4件、44,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅行命令の完結確認時に、追給の必要がないか改めて確認を行うとともに、担当者以外の職員による命令内容のチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。